
令和3年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和3年12月21日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和3年12月21日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第9号 あらたに生じた土地の確認について(討論・採決)
- 日程第2 議案第10号 字の区域の変更について(討論・採決)
- 日程第3 議案第11号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(討論・採決)
- 日程第4 議案第12号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正について(討論・採決)
- 日程第5 議案第13号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第6 議案第14号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第7 議案第15号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第8 議案第16号 周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定について(討論・採決)
- 日程第9 議案第17号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第12号)(質疑・討論・採決)
- 日程第10 発議第1号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について(質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 あらたに生じた土地の確認について(討論・採決)
- 日程第2 議案第10号 字の区域の変更について(討論・採決)
- 日程第3 議案第11号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(討論・採決)
- 日程第4 議案第12号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正について(討論・採決)
- 日程第5 議案第13号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第6 議案第14号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について(討論・採決)

- 日程第7 議案第15号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）
 日程第8 議案第16号 周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定について（討論・採決）
 日程第9 議案第17号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第12号）（質疑・討論・採決）
 日程第10 発議第1号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について（質疑・討論・採決）

出席議員（13名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	久保 雅己君
12番	小田 貞利君	13番	尾元 武君
14番	荒川 政義君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	大川 博君	議事課長	池永祐美子君
書記	浜元 信之君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 浄孝君	副町長	岡村 春雄君
教育長	西川 敏之君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	大下 崇生君	産業建設部長	瀬川 洋介君
健康福祉部長	近藤 晃君	環境生活部長	伊藤 和也君
統括総合支所長	岡本 義雄君		
会計管理者兼会計課長			重富 孝雄君
教育次長	木谷 学君	病院事業局総務部長	大元 良朗君

午前9時30分開議

- 議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。
-

日程第1. 議案第9号

日程第2. 議案第10号

- 議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第9号あらたに生じた土地の確認についてと、日程第2、議案第10号字の区域の変更についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、本会期初日に全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第9号あらたに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第10号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

日程第3. 議案第11号

日程第4. 議案第12号

日程第5. 議案第13号

日程第6. 議案第14号

日程第7. 議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第3、議案第11号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第7、議案第15号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、本会期初日に全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第11号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第11号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、反対の立場で討論をいたします。

まず、機構改革の必要性について、全くもって否定するものではありませんが、機構改革、その名のとおり行政組織の改革であり、条例改正にはじまり名称変更や環境整備など、相応の公費負担を伴うものでもありますので、改革の目的や意義を明確にして、合理性の下に実施すべきものであることは言うまでもないことであります。

質疑におきまして、執行部からは簡素化、効率化を目的とするという御答弁がありまして、外形的には課が1つ減り、事業課においてハードとソフトが分離統合されるということですので、そのことだけを捉えれば、決しておっしゃる目的と矛盾をしているとは申し上げませんが、こうしたいわゆる切り貼りの機構改革は、旧町時代から幾度となく行われてきているものでありまして、改革として成果に結びついていないことは、事実が証明しているものでもあります。

もちろん成果が出るように努力はされるものと思われませんが、費用負担が発生することや、町民の混乱を招くというデメリットとのバランスを考えれば、乱暴な言い方をすれば、この程度の組織変更で機構改革とは呼べないものでありますし、抜本的な組織改革を目指し、本腰を据えて簡素化、効率化を図るのであれば、全くスケールの違う機構改革案となるべきものだと言えます。

目の前の課題に対して、場当たりに機構改革に取り組むのではなく、行政改革の一環として一定の期間を捉えた長期的なビジョン、すなわち将来的にこの役場組織機構をどのような形にして、機能的に何を指すのかを明確にし、その中で今回実施すべき機構改革をどのように位置づけるのか、そうした戦略的な機構改革でなければならないはずであります。

さらに言えば、簡素化、効率化を目的とするのであれば、本町の現実から考えた場合には、機構改革の前に、事務の改善や意識改革に取り組むのが専決であるとも言えます。自治体政策の実現のため、総合計画、行政改革、そして機構改革は密接な関係性をもって実施すべきものでありますが、機構改革により何をどのように改革し、これまでとは違うどういう方法で政策を実現しようとするのか、その牽連性が見えない機構改革では、改革目的を達成するための設計図のない場当たりの機構改革であると言わざるを得ません。

一般質問で指摘をさせていただきましたように、随意契約における法令の適用の誤りすら見抜

けない決裁の仕組みは無駄としか言いようがありませんし、賃金未払いは言うまでもなく、法令の趣旨がないがしろにされている超過勤務対応など、法令遵守を基本とする組織運営のあり方については大きな課題を突きつけられていると言えますが、そうした組織運営の基礎中の基礎が脆弱なままで、ポリシーのないまま機構改革を実施したところで、仏作って魂入れず、何の成果にもつながらないことは明白であると言えます。

このたびの機構改革で唯一成果の可能性を見いだそうとするならば、定住促進のための新しい課が設置されることでありますが、取ってつけたような課の新設は誠に残念でなりません。定住促進は本町の最重要政策でありますし、様々な政策に関係してくることでありますので、総務部所属の横並びの課ではなく、部、課とは別枠で町長直属の所管を設けなければ、指揮、命令系統を統制できず、定住政策のビジョン、ポリシーを各施策に落とし込むことができなくなり、結果的に予算を投じるのみで、ばらばらの定住対策になってしまえば、実効性のある成果に結びつくことはないものであると言えます。

ところが、期待に反して、政策企画課から定住対策班が分離しただけの、単なる班から課への格上げに留まり、しかも全くもって理解に苦しむのが、そこに空家がついてきて、空家定住対策課となることであります。

要するに、課長ポストが1つ増えるだけの話で、一体何のための機構改革なのか、行政機能の何がどう変わるのか、どう変えることを目指すのか、全くもって意味不明であり、これには違和感と落胆しかありません。もちろん空家対策も重要な課題ではありますが、空家の所有者を間違えるような事務レベルでは、空家対策どころではありませんし、定住対策は総論的な施策である一方、空家対策は各論としての施策でありますので、これを合体させることは、簡素化、効率化に反するものだとも言えます。

定住対策に空家を活用するという趣旨の御答弁もありましたが、定住対策として本町が実際に大規模な予算をかけて行っている施策は若者定住促進住宅を建設することであり、施策実体から考えれば、空家ではなく若者定住促進住宅定住対策課となるのが必然ではないかとも思います。このことが若者定住促進住宅の建設から空家活用へのシフト宣言であれば大いに賛成したいところではありますが、小松開作でも浮島でも、若者定住促進住宅が進行中でありまして、浮島に若者定住促進住宅を建設するということは、実質的に大島大橋から5分以内という建設条件は、なし崩し的に撤廃されたと言わざるを得ませんので、今後は別の地域でも、若者定住促進住宅の建設は行われる可能性もあるということになります。

この1点を取ってみても、今回の機構改革にポリシーがないことは明白であり、無駄な費用と無用の混乱を招くだけのこうした機構改革には賛同できるものではありません。

さらに今回は、藤本町長が手がける初めての機構改革であり、民間出身の町長として、これま

ではない大きな期待をしていたところではありますが、これまで申し上げましたように、簡素効率化という改革目標と実態との乖離は元より、一般質問でも申し上げましたコンプライアンスについての指摘を受け止めていただかず、コンプライアンスに取り組む改革が盛り込まれなかったことは非常に残念でなりません。

藤本町長が就任されたことで、これまでどおりの意識改革と研修で二度と不祥事は起こさないのしょうから、これ以上言うことはありませんが、改革の仕組みもつくり、町長お一人のお気持ちだけでこの組織を改革すること、不祥事を防ぐことは不可能であると言わざるを得ません。新しい仕組みづくりが不可欠でありますし、だからこそその機構改革であるべきだと考えております。

これまでも、不祥事のたびに再発防止に努めると言っておきながら、また新たな不祥事が発生するということを繰り返してきましたが、これは行政運営上最も重要な町民への信頼を損なうことであり、自治体として町民への裏切り行為以外の何物でもないとと言えます。もはや意識改革や研修で再発防止に努めるという言葉で収まるレベルの話ではなく、具体的な目に見えるアクションがない限り、失われた信頼を取り戻すことはできないものだと言えます。内部だけで解決できないのであれば、外部の力を借りるしかないであろうと何度も申し上げてきておりますが、いつまでもたっても実現する気配はありませんし、逆にトーンダウンしているのではないかと危惧されるところでもあります。

ところで、先日の全員協議会で財団法人設立の説明がありまして、自治体が民間法人をつくるということには違和感しかありませんが、同じ外部組織をつくるという話でも、こうした行政にとって都合のいいことには積極的でも、耳の痛いであろう外部チェック機関を設けることには消極的であるという姿勢では、再発防止に努める意志、法令遵守に対する意識を疑われても致し方のないことだとも言えます。

令和3年度途中ではありますが、今年度の随意契約は総額10億円を超える実績となっております。予定価格に対する契約額、いわゆる落札率は全体で98.45%、これを1%削減するだけでも1,000万円の経費削減につながる計算になりますので、法令の規定の範囲内だからといって無条件にこの例外措置である随意契約をすることは、効率化に反するものでありますし、実質的には、入札にしたからといって計算どおりになるとは限りませんが、いわゆる前例踏襲で、無思想に随意契約をするのではなく、1円でも経費削減をすることへのたゆまぬ努力への意識改革こそ、町長が繰り返して言われている意識改革の一つの形ではないでしょうか。

町長の言われる意識改革がどのレベルを指すのか。一般質問においては99%の職員は常識があるということを御答弁されましたが、100%でないことに驚きましたし、自治体としては100%でなければ許されないことでありながら、あえてこうした発言があるということは、実

態としては決して残りの1%に留まらないのではないかと考えられますし、公務組織としての意識を欠いていると言わざるを得ない、相当に深刻な現実があるということだと受け止め、迅速で強い意識改革、組織改革の必要があるものと考えられます。

いずれにしても、意識改革を言葉で繰り返すだけでは意識改革は進むはずもなく、目に見える形での仕組みづくりこそが必要なことであると考えております。そのための機構改革でもあるべきだと言えます。簡素効率的な組織とすることなど言うまでもないことであり、機構改革の目的としてうたうようなことではなく、これとは別に、直ちに取り組むべき組織上の課題が本町にはあるものと考えられます。

例えば、町長が考えられている意識改革を実践するための機構改革であるとか、トップマネジメント機能強化のための機構改革であるとか、町民に信頼される役場づくりのための機構改革であるといったような積極的な改革目標を持った機構改革であるべきものであります。それがなく、単に簡素効率化を目指す、目的とするということは、言い換えれば、極めて当たり前のことであるこの簡素効率的な組織運営すらこれまでできていないということにもなりますが、それは機構改革として取り組むべき以前の法令で定められた当然の義務でもあります。

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法の規定に反するものといえますが、その地方自治法の規定に反して、さきに述べましたような高い落札率の随意契約が、本町においては常識としてまかり通っているとわざるを得ない実態があるということは、再三指摘しておりますように、外部の目が入っていないということにはほかならないことだと言うしかありません。

もちろん随意契約自体が法令に抵触するわけではありませんが、本町ではこうした効率化云々以前のこととして、法令に抵触する実態もあることは一般質問で指摘したとおりでありますので、せめて今回の機構改革では、例えばコンプライアンス推進課なり班なりを設置すべきだったと思いますし、さきに述べましたように、再発防止に努めるという藤本町長の姿勢を目に見える形で示す絶好の機会であったと言えますが、それが実行されなかったことは非常に残念でなりません。

いろいろと盛り込みましたが、脇道にそれたようで全てが関連していることでもあり、だからこそ組織運営において、その基礎となるビジョンやポリシーが重要になってくるものであり、機構改革も総合計画や行政改革、これらの一環としてシステムティックに取り組むべきものであり、決して部分的、断片的に取り組むようなものではありません。

最初に申し上げましたように、機構改革を実施することに異論はありませんが、機構改革と名がつくものであれば何でもいいということではなく、要するに、中身の問題でありますし、費用、労力、混乱を伴うものでもありますので、今回の案は否決のうえで一旦見直し、改めて改革のポ

リシー、ビジョンをもった実効性のある機構改革プランを策定されることを期待いたしまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 熱い反対討論が終わった後、私も熱い賛成討論をしたいと思えます。

議案第11号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案に関しましては、行政・病院事業改革特別委員会の中でも役場の機構、そして公共施設や職員の削減について、さらには病院事業の再編計画など多岐にわたり行財政改革の実現に向けた議論を行ってきております。これらは現在も進行中、継続中であり、昨日も行政・病院事業改革特別委員会が開催され、幅広い議論が行われたところでございます。

現在分庁方式を取っている本町におきましては、職員の大幅な削減については住民サービスの低下を招く可能性もあり、慎重に検討していくべきであると考えております。

本議案にあります機構改革につきましては、社会の環境変化に柔軟に対応するためには、組織内の構造や運用方法を変えることは、私自身必要不可欠であると思えます。

このたび、政策企画課内にDX推進班を設けたことも、時代のニーズに合わせた前向きな改革であると理解しております。人口減少や、さらに厳しい財政状況が予想される中、今後はより大胆な機構改革も必要になってくると思えますが、その第一歩として今回の機構改革は必要であり、かつ重要なものであると認識しております。セクションが増えることによって、各課の連携が希薄にならないように連携をより密にし、業務に当たっていただきまして、住民サービスが向上することを切に願っております。

最後になりますが、今回のこの改革はスタートであり、しっかりとした検証も当然必要だと思っております。私自身もこうして賛成の立場で意見を言わせていただいておりますが、そこは厳しい目で見ていきたいと思っております。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条

例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第12号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号周防大島町固定資産税の課税免除に関する
条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第13号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正
について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第14号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほどの半分の時間で済ませますので、議案第14号周防大島町
立小学校及び中学校設置条例の一部改正につきまして、反対の立場で討論をいたします。

過疎化に伴う児童生徒数の減少によりメリット、デメリットがある中で、一定のプロセスを経
たうえでの今回の統合案の上程ということでありまして、地域の将来を担うべき子供たちに関わ
ることであり、非常に難しい問題であるとは認識をしております。単に数が減ったから、一定の
数を下回ったから統合するというような消極的理由ではないということでもありますので、そうで
あるからこそ、単に児童生徒の数に基づく議論ではなく、本町としてどのような学校づくりを目
指すのかを明確にし、そのための統合であることを十分に説明するべきだと考えます。

消極的理由ではないとしながらも、執行部からの説明では、数の論理による統合であるものと
しか受け止められませんでしたし、人口減少に伴い児童生徒数が減ったから学校を統合するとい
うのは、極めて現実的でシビアな理屈なのかもしれませんが、それでは人口減少を食い止めるた
めの地域振興に対して、本町がどのようなビジョンとプランを持っているのかというところに立
ち返らざるを得ない話となりまして、単に教育委員会の範疇で議論し決定すればよいというよ
うなことではないということになります。

仮にこのまま人口減少、児童生徒数減少が続くとすれば、統合後の学校において、一時的には課題の解決につながったとしても、いずれ現在と同じ問題に直面することになりますし、御答弁では、本町の地理的条件から町内1校にすることは困難とのことでもありましたので、いずれ児童生徒の数にはよらずに、本町において複数校を維持していかなければならないという理屈になります。そのときには数に関わらず、その学校を維持する努力をせざるを得ないわけでありますから、そうであればその努力を先送りせず、現段階で行うべきだと言えます。

もちろん、2億円を投じて数十人の定住促進、人口維持を図る大胆な施策を打つ本町でありますし、空家定住対策課が設置され、重点的に定住促進、人口減の歯止めに取り組まれるのだとは思いますが、一方で、この自然環境豊かな周防大島に魅力を感じ移住をしてこられても、本町の学校ではなく、自然環境を生かした町内の施設に通わせているという実態もありますので、児童生徒数の減少という大きな課題に直面しながら、定住促進策、地域振興策とのリンクが図られていないのが実態であることを認識すべきだと言えます。

数の論理により都市部と肩を並べようとしても所詮無理な話であり、本町は本町ならではの地域特性を生かした特色ある学校づくりに取り組むことが、児童生徒数の維持、ひいては定住促進につながるものだとも言えます。

現代の多様性社会にあって、どのような人材育成を図るのか。危機的な地域社会の現状を考えれば、高度成長期のように都会に流出する子供を育てるのか、この町の未来を担う子供を育てるのか、答えは明白であると言えます。そうした特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりについての議論、努力を目に見える形にし、周防大島町としてどのような学校教育環境を目指すのかについてのビジョンを町民に示す義務と責任があると考えますが、そうしたことについての議論、努力が見えない中での単なる数の論理と思えるような統合は元より、教育委員会、学校、地域、行政による縦割りの検討による統合では、議論、検討が不十分であると言わざるを得ないものであり、とても賛同できるものではありません。

もちろん、人間関係の固定化や社会性を育む機会の縮小、そして財政上の制約など、直面する課題もあるとは思いますが、この議会の場においては、10年後、20年後を見据えた広い視点からの議論が必要なことであるとも言えます。

学校の統廃合は、子育て世帯の流出や定住促進の阻害、地域の衰退など、地域維持に与える影響が極めて大きいこともしっかり認識すべきことだと言えます。本町の自然環境を生かした体験留学制度やコミュニティスクールの実効性の向上など、学校単位で取れる対策から、複数の学校の協力連携、そして地域や自治体の取組によって実現できる対策があるはずであり、それについて知恵を絞るための議論、検討を地域全体で行うために、町行政がリーダーシップを取って、総合的に取り組んでいくべきことであると言えます。

学校統合にはメリット、デメリットがある中で、全く異論がないということでもないと思えますし、ましてや多数決で決めるべきことでもありませんので、小さな声もしっかり吟味し、幅広い視点から議論、検討をすべきことだと考えております。

町行政も教育委員会も、地域も保護者からも異論がない中で、小学校3年生まで3人の複式学級で教育を受けた人間としての土台ができていない私が、このようなことを申し上げるのは僭越至極であるのかもしれませんが、学校の存亡は地域の存亡につながることであるとも言えますので、学校の問題を地域課題として捉え、もっと長期的な視点に立ったオープンな議論とプロセスにより、周防大島町の学校と教育のあり方について、明確なビジョンと取組方針を確立したうえで、統廃合の議論がされることを求めまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第14号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

統合のあり方、進め方につきましては、皆様、様々な御意見があるのは承知をしております。令和3年3月5日の全員協議会におきまして、教育委員会より、統合の基本理念を、個人的にも集団的にもより望ましい教育環境の中で、時代に対応した教育を受けるにふさわしい学校規模の適性を図りたいと考えていますが、地域に密着した小学校ですので、保護者や地域の皆様の御意見を拝聴しながら進めていきますというふうに示されております。私はこの小学校の統合については、この進め方について大いに賛同をいたします。

本議案は、あくまでも森野小学校と城山小学校を統合することについてであります。私は、この2校の統合については、以前から、令和5年を待たず、できるだけ前倒しすべきであると主張しております。両校の児童の明るい幸せな未来のために統合し、よりよい教育環境を早急に整備しなければならないと思っております。

学校統合につきましては、メディアでは悪いイメージで取り上げられがちではありますが、この統合につきましては、両校に通う児童が望み、保護者が望み、そして地域住民も賛同するものであります。子供たちにより教育をしたい、その大きな要素として人数が大切であるとの教育長の言葉がありました。私もまさにそのとおりだと思っております。

私は、この2校の児童とは10年前から夏期と冬期の水泳教室に関わりがあり、5年前からは体育の授業の水泳の講師としてもお手伝いさせていただき、さらに学校支援ボランティアや校区内の自治会長として、この中の誰よりも、より身近で成長を見守り、携わってまいりました。中学生になれば、人数が増えるのでいじめがなくなるかもしれないので、僕が中学生になるまで我慢すればいいんだ、こういった少人数による人間関係の固定化により起きたいじめの問題などに

も、児童や学校と一緒に解決に向け取り組んだときもあります。一方、中学校に進学し、同級生の人数が増えたことに戸惑い、登校することが難しくなった児童もいました。やはり小学校から、1人でも多くの人数の中で学び、学校生活を送ることがとても重要であると思っています。

小規模校のデメリット、児童の社会性の涵養、切磋琢磨する機会の少なさ、同質の集団が続くことから、多様な見方、考え方が限定され、授業や学校生活の場面での意見交流が制約される。保護者も児童も学校行事等で運営面での制約と困難さがある。複式学級では2学年を同時に指導するため、1学年当たりの直接指導の時間が単式学級に比べ減っている。PTA会員の少なさに負担を感じる。両校の児童、保護者のため、このようなデメリットを解消し、よりよい教育環境整備を行うことが我々の使命であり責任であると思っています。

以上、森野小学校と城山小学校を統合する本議案の賛成といたします。

議員各位におかれましては御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 議案第14号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、賛成の立場から討論をいたします。

私は、小学校の6年間を複式学級で学びました。当時の橘町立油良小学校であります。長じて教員養成系の学校に学び、教職に就くことはありませんでしたけれども、教育実習などを経験し、小学校教員1級免許を得ております。

今回、東和地区の小学校の統合は、複式学級の解消のためということが大きな理由であると考えます。自らの体験も踏まえ、複式学級は少人数で、生活指導などは教員の目が行き届きやすいという反面、授業時間はそれぞれの学年で、単純に言えば半分になってしまうため、授業の内容を深めることが難しいという、そういう面もあります。

私も今回の統合についての住民の方への説明会に、森野校区と城山校区、両方に出席しまして、住民の方々の声を聴きました。積極的に統合を望んでいる住民の方はいません。周防大島町の学校は地域と深く関わっている、そういう特徴があります。皆さん誰もが、自分の住んでいるところから小学校がなくなることはそろって寂しく、つらい気持ちを持っておられます。その中で、自分の気持ちは置いて、子供たちの将来のために単式学級を実現させ、子供の可能性を伸ばしてやりたい。その思いから皆さん統合に賛成しておられます。その気持ちを私は大切なものと思います。

しかしながら、今回の統合で単式学級が実現しましても、数年後にはまた複式学級を置かざるを得ないという、そういう推計もあります。これ以上の統合は通学時間など、子供さんへの負担

も大きく、それは避けるべきであります。町内の他の学校も含め、これ以上の児童数の減少を防ぐために、子どもはこれまで以上に移住定住促進などに力を入れ、通信インフラの整備など実効的な施策を行っていくべきであります。

また、教育委員会におかれましては、ほかの地域で実施しているような留学制度について研究をされるなど、児童数の減少に歯止めをかける政策について、これから考えていただきたいと思えます。何よりも親御さんが、こういう学校なら、こういう教育なら自分の子供を通わせたいと思われるような周防大島町ならではの教育を実現することが必要であります。恐らくそれは、子供の好奇心を大切に、自ら学び育っていく力を育む教育であろうかと思えます。そういった周防大島町ならではの教育によって、児童数が大きく増加することはないとしても、せめて児童数の減少に歯止めをかけることを教育委員会には要望し、本議案に賛成するものであります。

議員諸賢におかれましては、何とぞ御賢明なる御判断をお願いいたします。

私のほうからは以上です。

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第14号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第15号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第16号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第16号周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

議案に対する質疑は、本会期初日に全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第16号、討論はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 議案第16号につきまして、取りあえずの賛成という複雑な立場で討論を少しさせていただきたいと思います。

この計画は、昨年度できました本町の総合計画を基本理念として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これは今年度からスタートしておりますが、この法律に基づき策定するもので、策定することによって国からの交付金を受けやすくなるものと思います。そのため賛成はしたいと思っております。しかし、作って終わりであるべきではございません。質疑の際もいろいろと気づきをお伝えさせていただきました。実際に本町が持続的に進んでいくために、どんな方向性で何に取り組んでいくべきなのか、法制定にあたり、国会の中でも住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されることが求められています。

5年の計画期間の中で、事あるごとに見返し、見直し、役場全体全ての課で共有して生きた計画として活用していただくことが大切です。例えば、先ほど議案第12号にありました周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正についても、今回の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関するものです。本町のような過疎地域で、地域振興に寄与する事業を開始したり、拡大しやすいように、固定資産税の課税免除の対象がこれよりも広がるというものです。これは全国の過疎地域全体の話であり、本町が特別なわけではありませんが、担当の税務課でも仕組みをしっかりと勉強していただき、積極的に周知し、事業者がこの制度を活用してもらい、本町の中で事業を発展させていただくことが重要です。そういった視点での広報に心がけるなど、積極的に取り組んでいただきたいと期待しております。

繰り返しになりますが、計画を作った所管課だけの課題ではなく、全町に関わることなので、しっかり取り組み、必要なときには内容を見直し、5年間といえどもしっかり生きた計画にしていだけますように期待を込めまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第16号周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第17号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第17号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第12号）を上程し、これを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第17号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第12号）につきまして、提案の説明をいたします。

本定例会の初日に御議決をいただきました一般会計補正予算（第11号）における子育て世帯臨時特別給付金事業につきましては、先日12月17日に先行給付金として、申請不要の児童手当支給対象世帯に、児童1人当たり5万円を給付したところでございます。

今回の補正は、この子育て世帯臨時特別給付金事業について、18歳以下への10万円相当の給付をめぐり国会で審議されておりましたが、12月15日、現金での全額支給を無条件で認める指針の通知がありましたことから、本町においては子育て世帯への速やかな支給、利便性及び事務費における費用対効果等を考慮して、全額現金支給することとし、追加分の5万円給付に係る経費の追加補正を行うものでございます。

それでは、追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に6,751万1,000円を追加し、予算の総額を143億7,796万5,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入の14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、子育て世帯臨時特別給付金事業に係る事務費及び事業費に対する補助金を、それぞれ91万1,000円、6,660万円追加計上いたしております。

次に歳出でございます。

10ページをお願いいたします。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、子育て世帯臨時特別給付金支給事業として、18歳以下の子供がいる世帯に対して、1人当たり5万円追加給付するための経費として、6,751万1,000円の追加計上でございます。

以上が、議案第17号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第12号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わ

らせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第17号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回のこの補正分は、国からの通達っていうのは、制度の幅って言うんか、緩和条件、いろいろな支給方法もあるということだろうと思うんですが、今決まっている所得制限以外で、何か制度の町ができる裁量的運用っていうのは、幅があるのかどうか。例えば今の国が定めた所得制限以下に制限を設けることができるのかどうか、その辺をもう少し詳しく、できないんならできないでいいんですが、要するに、方法としては選択、町ができる選択の裁量としては現金かクーポンにするか、一括にするか、もう一括はできないでしょうけれど、それと所得制限は国の通知どおりでやるということなのか、その辺を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員からの質問でございますけれども、先ほど田中議員がおっしゃられましたとおり、5万円5万円の支給、もしくは10万円一括支給、そして5万円の支給と5万円相当のクーポンと、この3種類と所得制限は960万円ということで、それ以外の制限はございません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） だから、それ以上の裁量というか、方法はもうないということで、今回は現金での支給がいいだろうということを決められたということですよ。それは、2回に分けられるというのは非常に何かもったいなかったなと思うんですが、それはスケジュール的に致し方ない面はあると思いますが、今後の話として、今回は国の制度でやむを得んというか、それに従うしかないんでしょうけれど、今後町が、例えば裁量権を持って新型コロナウイルス感染症対策の支援をするときに、どういうスタンスで臨むのか、私は一律支給、支援というのはちょっといかなものかなという思いはあるんですが、最初の段階は仕方がなかったと、緊急性もあって仕方がなかったと、もう2年になりますんで、今から例えばいろんな経済、商工関係とか、そういったところへの経営的な支援とか、そういった場合に、まだ今後も一律支援というのを続けていくのか、それとも実際に本当に困っているところに、必要なところに必要な手当が行くような制度設計にするのか、その辺の、まだ具体的に何もなくて意識というか、方針としてどのように、町としてどういう支援をしていこうとされてるのか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員から御質疑いただいたところでありまして、まず子育て世帯への臨時特別給付につきましては、先ほど説明がありましたとおりであったんですが、令和

3年11月19日の閣議決定の後、はじめは現金とクーポンであったと思いますが、それが現金でも構わない、そしてまた960万円の所得制限につきましても、こちらも各自治体の判断に委ねて撤廃をされる場所は撤廃をされてもということがございました。ですので、この周防大島町においても協議を十分に重ねてまいりました。

本来でしたらクーポンは、メリットとしましては、やはり町内の事業者で使っていただける、ですから町内の経済のためには大変有効であるということでもありますので、クーポンを活用したいというふうには私に思っておりましたけれども、ですが現金でも可能ということでもありますので、そういった現金をお求めになる声が多いということもございますので、現金での支給という判断をいたしました。

町としましては、やはりこちらもできるだけ、なるべく町内の事業者のところで活用いただきたいと思っておりますのでございます。

そして、先ほどから御質問をいただきました今後の支援というところであります。やはりこの新型コロナウイルス感染症が長期化をしております。そして、このたびは、我が国の子供たちを支援し未来を開くためのもの、子育て世帯にということでこの10万円支給ということになりました。ですからこれからは、まさに議員御指摘のとおり困っておられる方にしっかりと支援をしていくというところであります。その制度設計というところでありますけれども、今後は国からの補助金がどのような形でまたあるかということもあります。また町独自に支援ということも場合によっては考えていかないといけないと思っております。ただ、何よりも本当に困窮しておられる方がおられると思っておりますので、その皆さんの状況、また議員の皆様にも御指摘、御意見をいただきながら、町全体で本当に困っておられる方にしっかりと御支援ができるように体制をつくってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第17号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第12号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 発議第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、発議第1号離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。小田貞利議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 栄本議員、白鳥議員、新田議員、吉村議員、久保議員の賛成をいただき、本日会議に提出しております発議第1号離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について、提案の趣旨を申し上げます。

離島振興法は、昭和28年に制定されて以来、6次にわたる改正・延長とともに施策の充実が図られ、離島の振興に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、離島における本土との地域格差は大きく、引き続き対応すべき課題であり、一層強力で離島振興政策を推進していく必要があります。

このような中、現行の離島振興法が令和4年度末をもちまして失効することから、抜本改正のうえ、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、国会並びに関係行政庁に対しまして、意見書を提出しようとするものでございます。

議員各位におかれましては、趣旨に御賛同いただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発議第1号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。小田議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。

発議第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、挙手による採決を行います。発議第1号離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件につきましては、議会の意思として関係機関に上申をいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は、全部議

了いたしました。

これにて、令和3年第4回定例会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 久保 雅己

署名議員 小田 貞利